

令和 8 年

第 1 回市議会定例会 議案第 5 5 号

函館市芸術ホール条例の一部改正について

函館市芸術ホール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市芸術ホール条例の一部を改正する条例

函館市芸術ホール条例（平成 9 年函館市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「2 0 0 円」を「3 0 0 円」に、「1 時間を超えた後 3 0 分までごとに 1 0 0 円」を「1 時間を超えた後 3 0 分までごとに 1 5 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に函館市芸術ホールの駐車場に駐車している者に係る当該駐車場の使用料の額は、改正後の別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

芸術ホールの駐車場について、施設使用者以外の者の使用料を改定するため